

岐阜市第三次公立保育所民営化 移管先法人募集要項

＜令和3年度（令和5年度民営化保育所移管先法人の募集）＞

本市では、女性の就業率の高まりにより、少子化傾向でありながら、3歳未満児の保育ニーズは毎年増加し続けており、これまで継続してきた待機児童ゼロを今後も継続していくためには更なる対策が必要となっております。また、公立保育所の老朽化が進行していることから建替え等の対応が必要となるとともに、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしたことにより、本市の財政負担が増加するなど、新たな課題が生じています。

そこで本市では、限られた財源の中で、民間活力の導入により、今後の待機児童対策や保育環境の充実、保護者の選択の幅の拡大等を実現するため、公立保育所の民営化を再開することとし、岐阜市第三次公立保育所民営化基本計画を策定しました。

この度、基本計画に基づき、令和5年度から公立保育所の移管を受ける法人を次の要項により募集しますので、移管を希望する法人は、以下の申込受付期間に必要書類を提出してください。

募集する保育所

令和5年4月1日移管予定の3保育所

- ・佐波保育所
- ・合渡保育所
- ・柳津東保育所

申込受付期間

●岐阜市第三次公立保育所民営化における移管申込表明書兼誓約書

令和3年9月1日（水）から令和3年10月1日（金）まで

●岐阜市第三次公立保育所民営化における岐阜市立保育所移管申込書

令和3年10月4日（月）から令和3年10月22日（金）まで

令和3年9月
岐阜市

1. 移管する保育所の名称、所在地等について

●佐波保育所

所在地	岐阜市柳津町下佐波 1 丁目 40 番地
定員	180 人
入所数（R3. 7 月時点）	140 人
保育年齢	生後 57 日～小学校就学前

●合渡保育所

所在地	岐阜市寺田 3 丁目 17 番地
定員	80 人
入所数（R3. 7 月時点）	79 人
保育年齢	1 歳～小学校就学前

●柳津東保育所

所在地	岐阜市柳津町蓮池 5 丁目 35 番地
定員	120 人
入所数（R3. 7 月時点）	128 人
保育年齢	生後 57 日～小学校就学前

※その他詳細は、「提出書類 参考資料集」に掲載。

2. 移管の方法について

- (1) 保育所用地は使用貸借契約による無償貸与とする。
- (2) 建物、設備及び保育用備品等は譲渡契約による無償譲渡とする。なお、現状有姿での引き渡しとする。また、隠れた瑕疵について、移管後に発見された場合、岐阜市は一切の責は負わない。
- (3) 移管を受けた建物等については、所有権登記後、直ちに法人の基本財産に編入することとする。また、施設の移管に際して生ずる費用及び移管後の維持・修繕等に係る費用は、移管先法人の負担とする。
- (4) 移管後は、移管先法人が設置経営主体となるため、児童福祉法第 35 条第 4 項の規定による岐阜市長の保育所設置認可を事前に受けること。

3. 移管条件等について

保育施設・事業に関する条件

(1) 移管先法人は、移管を受けた保育所を当初は「保育園」として運営すること。

また、移管から 2 年間経過した後に「認定こども園」へ事業変更することも可とするが、その場合は「幼保連携型認定こども園」又は「保育所型認定こども園」として運営すること。

法人の条件

(1) 社会福祉法人又は学校法人（社会福祉法人に限っては新たに法人を設置する場合を含む。以下、社会福祉法人等）であること。

ただし、既設の社会福祉法人等にあっては、所轄庁が実施した法人及び施設指導監査における指摘事項について、適切に対処されており、事業運営及び施設運営が良好であること。

(2) 新たに社会福祉法人を設立する場合は、移管決定後に速やかに、事務所を岐阜市内に置くこと。

(3) 社会福祉法人等の運用財産として保育所ごとの年間事業費の 12 分の 2 以上に相当する以下の表の現金又は普通預金等を有していること。年間事業費は私立保育園の児童一人当たりの年間必要運営費 827 千円（「岐阜市第三次公立保育所民営化基本計画」の 6 ページ参照）を基準として算出した額とする。

佐波保育所	24,810 千円以上 （年間事業費：148,860 千円 定員：180 名）
合渡保育所	11,027 千円以上 （年間事業費： 66,160 千円 定員： 80 名）
柳津東保育所	16,540 千円以上 （年間事業費： 99,240 千円 定員：120 名）

ただし、新たに社会福祉法人を設立し、応募する場合にあっては、上記に加え設立の際の基本財産として必要な 1,000 万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る）を有していること。

(4) 社会福祉法人等の評議員もしくは理事に地域の代表者を 1 名以上加えること。

ア) 地域の代表者とは、自治会等各種団体の代表者等をいう。

イ) 選任にあたっては、保育所設置地域の自治会連合会からの推薦を得ること。

ウ) 選任について、保育所設置認可申請時までに行っていること。

(5) 移管を受けた社会福祉法人等自らが、移管保育所を運営すること。

- (6) 移管を受けた施設等は、教育・保育及び地域における子育て支援に関する事業並びに地域との協働により実施する事業以外の目的に使用しないこと。
- (7) 岐阜市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 29 日）第 6 条に規定する暴力団員等に該当していないこと。

運営等の条件

(保育の引継ぎ)

(1) 移管先となる法人の決定は令和 4 年 1 月頃を予定しており、決定後は速やかに保育園の運営に係る引継ぎを開始できる体制を整えること。具体的には、移管後の保育園の施設長及び主任保育士となる予定者のうち少なくともそのいずれかは、移管保育所の行事を観覧し、保育内容の講習を受け、職員となる予定の者に対し順次研修等を実施できる体制を整えること。

また、移管前の 3 か月間（令和 5 年 1 月から 3 月 31 日まで）に、合同保育として、移管保育所に、原則として以下の基準による職員を配置し、保育の引継ぎを行うこと。

<合同保育での職員の配置基準>

① 1 月から 3 月 31 日までの保育所開所日については、児童の年齢毎に 1 人ずつ計 5 人の保育士を配置し、公立保育所の保育士と同程度に出勤すること。
また、そのうちの 1 人は主任保育士とすること。

② 3 月 16 日から 3 月 31 日までの保育所開所日は、市が示す移管時点（令和 5 年 4 月 1 日）の推計入所児童数に対し、市が示す配置基準で算出した必要人員を可能な限り配置すること。

③ 3 月 1 日から 3 月 31 日までの保育所開所日は、調理員を 1 人配置すること。

(2) 移管予定保育所に勤務する者が、移管後、法人職員として引き続き勤務する場合で、市が認める者については、前項に定める合同保育の配置人員から除くことができるのこととする。

(3) 合同保育に参加する法人が雇用する保育士に対して支払われる人件費について、市は、公立保育所の保育士の平均給料に相当する額の 2/3 を上限に、予算の範囲内で助成する予定。

(職員配置)

(4) 施設長及び主任保育士は、移管後の保育園の専任とし、そのうちいずれかは、

幹部職員(主任保育士又はこれに相当すると認められる者)として保育所(園)、幼稚園、認定こども園で3年以上の経験がある者、あるいは保育士としての勤務経験が10年以上ある者であること。

(5) 前項に加え、施設長となる者は、次の(ア)から(オ)の要件を全て満たしている者であること。

(ア) 「保育所保育指針」を十分理解し、子どもの健やかな成長を目指した保育が可能である者。

(イ) 他に適任者がいない場合を除き、年齢が30歳以上65歳未満のものが望ましいこと。

(ウ) 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者。

(エ) 施設長と理事長の兼任は、原則認めない。ただし、1カ所の保育所のみを設置経営する社会福祉法人等については、当該者が常勤、非常勤を問わず、他に有給の職を有していない場合は兼任を認める。

(オ) 児童福祉事業等に2年以上従事した者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出去がある者。

(6) 前々項に加え、主任保育士が移管申込時に選任されていない場合は、遅くとも移管前の合同保育実施時までには選任することを確約する書面を移管申込書に添付すること。なお、選考委員会の面接審査時に主任保育士が選任されている場合は、面接審査に出席できるものとする。

(7) 保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすること。

(8) 正規職員の午前7時から午後6時までの通常保育に要する職員配置は、市が示す配置基準以上とし、延長保育、一時預かり事業(一般型)については、国に基づく基準以上の職員配置を行うこと。

(保育事業等)

(9) 保育内容については、国の示す「保育所保育指針」を基本とすること。

(10) 移管する保育所において移管前に実施している障がい児保育、元気子育てサロン事業等は継続して行うこと。

(11) 園舎の建替え時には、0歳児保育を新たに実施するとともに、3歳未満児の定員を増加させること。

(12) 園舎の建替えに合わせて、新たに一時預かり事業(一般型)を実施すること。

(13) 移管後の保育園の開園日及び開園時間は次のとおりとし、休園日は日曜日、祝

日、年末年始のみとすること。

月曜日から金曜日・・・午前7時から午後7時まで

土曜日・・・・・・午前7時から午後6時まで

※ ただし、各法人の判断により上記の時間を超えて開所することは妨げない。

(14) 延長保育の利用料金については、市内の私立保育園の設定額に準ずること。

市内の私立保育園の延長保育料金 午後7時まで 日額300円 月額4,000円

午後8時まで 日額450円 月額6,600円

(保育園運営)

(15) 児童福祉法、子ども・子育て支援法等の法令及び関係通知等を遵守すること。

(16) 移管当初の定員は、市の指示どおりとすること。

(17) 移管先法人による保育運営を検証するため、移管決定後から移管後の運営が安定するまでの間、保護者、法人、岐阜市の三者で構成する三者懇談会を、市の求め等に応じ、適宜開催すること。

(18) 移管決定後から、地域関係者と運営について話し合い、地域に根ざした施設とすること。

(19) 移管後の保育園運営については、当面は公立保育所での運営を基本としつつ、運営方法を変更する場合にあっては、保護者等に不安や動搖を与えないように努めること。また、変更の方針を決定する前段階から保護者等の意向を把握し、十分に理解を得た上で、方針を決定すること。

(20) 給食は自園調理方式を採用すること。また、原則として、公立保育所で提供する給食やおやつの献立を継続すること。

(21) 保護者会は継続設置すること。

(22) 保護者と園との連携を深めるため、保護者へのアンケートを実施するなど、保護者の意向を適宜把握するとともに、保護者の要望に対しては誠意をもって対応すること。

(23) 市の幼児教育・保育行政を理解し、園・所長会議への出席、年度途中入所、定員の弾力的運用による受け入れ、その他、市が必要と認める事項について積極的に協力すること。

(24) 移管後2年間は、従来の保育所の名称を継承し、「○○保育所」を「○○保育園」とすること。

(25) 制服等について、2年間は導入しないこと。ただし、移管先法人、保護者との

話し合いにより、この期間を変更することができるものとする。

- (26) 移管後 3 年以内に第三者機関によるサービス評価を受審し、その後も 5 年に 1 回を目途に第三者機関によるサービス評価を継続的に受審すること。
- (27) 園児の給食費、絵本等の教材費など保育の実施に必要となるものに係る保護者への負担について、移管後 2 年間は、原則として、これまでの公立保育所での負担から増えないようにすること。新たなサービス（例えば、通園バスによる送迎など）の対価として負担を求める場合は、あらかじめ保護者に対し説明を行い、同意を得なければならない。
- (28) 寄附金を募集する場合でも、寄附を強要しないこと。
- (29) 利用者からの苦情を受けるための窓口を設置すること。

4. 園舎の建替えについて

- (1) 移管を受けた保育所の園舎は、原則として移管後 5 年以内（令和 10 年 3 月 31 日まで）に建替えを実施（建替え工事に着手）すること。また、建設時期等について市と調整すること。
- (2) 建替えは原則として、現在地で行うこととするが、通園に大きな影響のない範囲で、保護者と市の同意があれば、近隣地での建替えも可とする。この場合、移管先法人自らが土地を確保することとする。その場合、無償貸与中の保育所用地を明け渡すこと。
- (3) 建替えのために仮設園舎を建設する場合は、市と協議を行うこと。また、仮設園舎を当該保育所敷地以外に建設する場合、仮設園舎建設用地については、基本的に移管先法人が確保すること。
- (4) 佐波保育所については、以下のとおり取り扱うこと。
 - ①市において、令和 4 年度から当該保育所敷地内にある旧佐波小学校プールの撤去及び南側道路の拡幅工事等を実施する予定。これにより、保育所敷地面積並びに形状が変更となるため留意するとともに、市の工事方針に従うこと。また、プール撤去後の敷地及び隣接する駐車場等については、地域関係者の意向を踏まえて使用すること。
 - ②敷地内にある「原三溪顕彰碑」や旧佐波小学校門柱跡など地域ゆかりの建立物については、配慮すること。
 - ③園舎の建材には石綿（クリソタイル）が吹付け材として用いられている箇所があるため、移管後においても、これまでの市の管理方法を継続するとともに、

撤去については、関係法令を遵守し、移管先法人自ら実施すること。

- (5) 合渡保育所については、所在地が市街化調整区域内にあることから、建替えの際に、都市計画法に基づく開発許可が必要となる可能性があるため、留意とともに、市関係部署と協議すること。
- (6) 各保育所の建替えについては、岐阜市保育所等緊急整備事業費補助金及び岐阜市民間児童福祉施設整備促進事業費補助金交付要綱（平成23年7月11日決裁）の別表（第3条、第4条関係）の「岐阜市民間児童福祉施設整備促進事業費」に該当することとする。
- (7) その他、市が必要と求めた事項については、市との調整を図ること。

5. 申込書等の配布

- (1) 配布期間 令和3年9月1日（水）から令和3年10月22日（金）まで
- (2) 配布方法 岐阜市役所 子ども未来部子ども政策課（岐阜市庁舎18階）で配布。又は、市ホームページからのダウンロード。

6. 申込受付

■ 移管申込表明書兼誓約書の提出

- (1) 提出書類 移管申込表明書兼誓約書（別添様式を参照）
- (2) 提出部数 1部
- (3) 申込期間 令和3年9月1日（水）から令和3年10月1日（金）の平日
午前8時45分から午後5時30分まで
- (4) 受付場所 岐阜市役所 子ども未来部子ども政策課（岐阜市庁舎18階）
～直接持参

■ 移管申込書等の提出

- (1) 提出書類 移管申込書及び
「岐阜市立保育所移管申込書 添付書類」に記載の書類
- (2) 提出部数 1部
- (3) 申込期間 令和3年10月4日（月）から令和3年10月22日（金）の平日
午前8時45分から午後5時30分まで
- (4) 受付場所 岐阜市役所 子ども未来部子ども政策課（岐阜市庁舎18階）
～直接持参

7. 法人向け説明会及び現地見学会

法人向け説明会

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止
- ・令和3年9月9日（木）から岐阜市公式YouTubeチャンネルで説明動画を配信する予定。

市ホームページにリンクを設定する予定

(<https://www.city.gifu.lg.jp/41197.htm>)



法人向け現地見学会

- ・佐波保育所：令和3年9月19日（日）午前10時から
- ・合渡保育所：令和3年9月18日（土）午後2時から
- ・柳津東保育所：令和3年9月19日（日）午後2時から

見学会への参加を希望する法人は、9月15日（水）までに子ども政策課へ電話又は電子メールにて連絡すること（参加人数を知らせること）。

なお、現地見学会において、募集要項等に記載のない事項等に関する質問は、現地で受け付けない。後日文書または電子メール（任意様式）で問い合わせること（次頁参照）。

8. 選考方法

- （1）「岐阜市立保育所移管先法人選考委員会」における選考を踏まえ、岐阜市長が移管先法人を決定する。決定後は直ちに応募された法人に結果を通知する。
- （2）選考にあたっては、移管申込書による書類審査のほか、理事長、施設長、主任保育士（各予定者を含む。）の保育に関する考え方、移管後の保育園の運営方針等についての面接を予定している。
- （3）選考委員会は非公開とする。
- （4）選考委員会の選考の結果、移管に適当な法人（団体）がないと判断された場合などは、応募した法人から移管先法人を選定しないことがある。
- （5）移管先法人は、保育所の運営にあたり、職員の採用、配置をはじめ移管申込書及び添付書類に記載した内容を誠実に履行すること。
仮にこれらの内容が遵守されないことが明らかになった場合、移管の決定を取り消すことがある。

9. その他

- (1) 移管を受けることができるのは、各法人につき、各年度1保育所とする。
- ただし、申込は、複数の保育所について行うことができる。その場合、申込書にその旨明記の上、保育所ごとに移管申込書等を提出すること。また、募集に関して必要となる一切の経費の負担は応募法人に帰属するものとする。
- (2) 施設長及び主任保育士が現在、岐阜市の職員である場合は、選考委員会へ就任予定者として出席し、また移管が決定した場合には、保護者との懇談会等に出席することについて、任命権者の許可を得られる者に限る。
- (3) 募集要項等の内容について、質疑のある場合には、令和3年9月1日（水）から令和3年9月22日（水）までに子ども政策課へ電子メールにて問い合わせを受け付ける。質問への回答は、質問者の名前を伏せて岐阜市ホームページに掲載する。ただし、移管先法人の選考に公平性を保てない質問の場合は、回答しないことがある。なお、質問への回答は、募集要項等の追加又は修正とみなす。なお、電話等での問い合わせは応じない。
- (4) 移管申込表明後に申込を辞退する場合、申込辞退書（様式任意）を移管申込書の提出期間内に持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は、提出期間内に必着のこと。
- (5) 移管申込表明書の提出後、移管申込書の提出期間内に、移管申込書の提出がなった場合は、辞退したものとみなす。
- (6) 提出書類等は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づき、公開する場合がある。

岐阜市立保育所移管申込書 添付書類

【移管申込書提出にあたっての注意事項】

- (1) 岐阜市第三次公立保育所民営化における移管先法人の募集に応募するには、「移管申込書」と次頁「申込書添付書類一覧」に記載された書類を市に提出すること。
- (2) 移管申込書等を提出する前に、「岐阜市立保育所移管申込表明書兼誓約書」を募集要項に定める期日までに提出すること。
- (3) 提出部数は1部。提出方法は以下のとおりとする。
 - ・全てA4(予算書等で縮小すると判読困難なものについては、A3で折り込み可)。
 - ・すべて片面コピー(裏面白紙)。
 - ・ホチキス留め、穴あけ等をしないこと。
 - ・インデックス、索引等をつけないこと。
 - ・移管申込書を先頭に、申込書添付書類一覧の順にそろえること。
 - ・「6. その他」の資料について、カラーである場合は、法人で25部用意し、市に提出すること。
- (4) 提出した書類は返却しない。
- (5) 申込書添付書類一覧に様式〇〇と記載があるものは、対応する様式で提出すること。「様式例●参照」と記載があるものは、様式の定めはないが、「提出書類参考資料集」の「9. 提出書類様式例集」を参考に、提出すること。
- (6) 「申込書添付書類一覧」のうち「1. 法人関係」について、既設の法人の場合と、新たに社会福祉法人を立ち上げる場合で、提出書類に差異があるため注意すること。
- (7) 社会福祉法人、学校法人ともに同一の様式を使用し、必要事項は全て記入すること。
- (8) 法人役員予定者が未定の場合は、確定している者の分のみ提出し、決定次第隨時提出すること。
- (9) 主任保育士が決定していない場合は、移管決定後に法人が選任することを確約する「選任確約書」を提出すること(様式任意)。
ただし、施設長は決定していること。
- (10) 面接時の資料の追加提出については、認めない。
- (11) 新たに社会福祉法人を立ち上げる場合には、岐阜市指導監査課が作成している「社会福祉法人設立の基準・手引き」を熟読し、内容を理解の上で応募すること。

申込書添付書類一覧

1. 法人関係	
◆既設法人の場合	
① 法人概要説明書	様式 1
② 理事・監事の履歴書	様式 3
③ 地域代表理事又は評議員の選任確約書	様式例①参照
④ 法人の令和元年度、令和 2 年度の決算書	
⑤ 法人の令和 3 年度予算書	
⑥ 所轄庁の法人指導監査結果通知書及び認可保育所を運営している法人にあっては、 所轄庁の保育所指導監査結果通知書（いずれも令和元年度から令和 3 年度実施分） ※新型コロナウイルス感染症の関係で、令和 2 年度、令和 3 年度の法人指導監査結果通知書がない場合、 直近の年度の通知書を代わりに市に提出すること。また、申込受付期間以降に令和 3 年度の法人指導監査結果通知書及び保育所指導監査結果通知書を受領した場合は、すみやかに市に提出すること	
⑦ 法人登記簿の写し	
⑧ 定款の写し	
⑨ 就業規則・給与規定（退職手当含む）・給与表	
◆新たに社会福祉法人を立ち上げる場合	
① 法人調書	様式 2
② 理事・監事・評議員（予定者）の履歴書	様式 3
③ 地域代表理事又は評議員の選任確約書	様式例①参照
④ 法人設立準備会の名簿（住所、氏名、生年月日を記載）	様式例④参照
⑤ 法人設立準備会代表者の権限を証する委任状 (法人設立準備会代表者が贈与者でない場合)	様式例⑤参照
(法人設立準備会代表者が贈与者である場合)	様式例⑥, ⑦参照
⑥ 資金の贈与が確実であることを証する書類	様式例⑧参照
⑦ 法人設立準備会代表者の身分証明書	
2. 保育園運営（共通）	
① 施設長の就任承諾書	様式例②参照
② 施設長の履歴書	様式 3
③ 主任保育士の就任承諾書 (決定していない場合は選任確約書（様式例③）を提出すること)	様式例②参照
④ 主任保育士の履歴書	様式 3

3. 資金計画（共通）

- ① 既設の法人にあっては運用財産にかかる資金計画が明記されたもの
新設の法人にあっては基本財産、運用財産にかかる資金計画が明記されたもの
様式例⑨参照
- ② 預金残高証明等

4. 保育関係（共通）

- ① 応募理由及びアピールしたいこと **様式4**
- ② 基本事項及び職員配置並びに採用計画 **様式5**
- ③ 保育方針・保育目標について **様式6の1**
- ④ 保育内容について **様式6の2**
- ⑤ 年間行事・園の安全対策、衛生管理について **様式6の3**
- ⑥ 障がい児保育・保護者との日常のコミュニケーションについて **様式6の4**
- ⑦ 地域の子育て支援施設としての保育園運営について **様式6の5**
特色ある保育園運営について
- ⑧ 地域活動等への取り組みについて **様式6の6**
保育園づくりにおける保護者、地域とのかかわりについて
- ⑨ 園舎の建替えについて **様式7**

5. 移管条件等の適合確認票（共通）

- 移管条件等の適合確認票 **様式8**

6. その他（任意）

- パンフレットのような現在運営している施設の紹介する資料など

【問い合わせ先】

岐阜市 子ども未来部子ども政策課 政策係

〒500-8701

住 所：岐阜市司町 40 番地 1

T E L : 058-214-2397

メール：kodomo-sei@city.gifu.gifu.jp